

[各論I] 抜本改革回避の 2008年度小型税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

政府税制調査会は、2007年11月に2008年度税制改正に向けて、中長期的な改革の方向を示す「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を答申した。しかし、2008年度税制改正では、税の抜本改革は先送りされてしまった。

「平成20年度税制改正の大綱」の書き出しへ、2008年度税制改正について「現下の経済・財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずる。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対する税制措置を講ずるとともに寄付税制の見直しを行う。併せて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講ずる」と説明している。

この説明から浮かび上がってくる2008年度税制改正の基本的性格は次のようである。

第1に、「ねじれ国会」の影響と2008年中に予想された衆議院選挙への悪影響の懸念から、消費税増税を回避し、所得税、法人税などの抜本改革も見送ってしまった。

第2に、税制の抜本改革を見送った結果、2008年度税制改正は、小型の税制改正の寄せ集めに終わってしまった。2008年度税制改正による一般会計税収への影響（概算）は、研究開発税制で330億円減収、情報基盤強化税制で230億円の増収、教育訓練費に係る税額控除制度で100億円の増収、

その他で40億円の減収が予想され、差し引き40億円の減収というほぼ増減税中立の改正となった。その意味では財政再建へのプラス効果はない。

第3に、2008年度税制改正では、やはり衆議院選挙を睨んで、地域間格差、所得格差、中小企業問題等に対して、小粒ながらも一定の税制上の対策を講じざるをえなかった。

以下では、2008年度の主な税制改正点についてコメントする。

経済活性化・企業競争力強化税制の拡充

産業界が強く求めていた法人課税の実効税率の引下げを見送ったが、研究開発や情報基盤強化に取り組む企業に対する優遇税制の拡充や減価償却制度の大幅な簡素化等を行うことになった。

大企業の利用が多い研究開発優遇税制について、投資のインセンティブを一層高める観点から、試験研究費の増加額に係る税額控除の上限を、現行の法人税額の20%から30%に引き上げることになった。これまで制度を利用する企業の半分ほどが20%の上限に引っかかっていたので、上限の大幅緩和が求められていたのである。また、情報基盤強化優遇税制については、対象となるソフトウェアの範囲を拡大することになった。

企業の減価償却制度を2008年度から大幅に見直すことになった。2007年度税制改正で、従来は

投資額の原則95%までだった減価償却を全額できるようにする等の見直しを行ったが、2008年度は1964年以来の法定耐用年数の全面改定を行うことになった。

現在、法定耐用年数は機械や装置の種類によって390の区分になっており、アメリカの48区分、韓国の26区分に比べ非常に複雑である。これを1業種1つ、合計50区分に集約する。設備の耐用年数が一本化されれば、企業の税務コストを減らし、国際競争力の強化につながると期待されている。ただ、新区分の耐用年数の設定は、大幅減収となるような激変を避け、できるだけ「税収中立」で行う必要があろう。

中小企業・ベンチャー支援税制の拡充

大企業と比べて経済の回復が遅れている中小企業の経営力を引き上げる必要があり、特に今回の税制改正では、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除の特例について、中小企業の人才培养に役立つように、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の一定割合を税額控除できる制度に改組することになった。

また、創業間もないベンチャー企業への投資を税優遇する「エンジェル税制」を拡充することになった。設立3年目までの一定のベンチャー企業に個人が出資した場合、年1,000万円を上限に寄付金控除の適用を認める制度を設けることになった。1997年に創設された現行エンジェル税制では、投資額を差し引けるのは、他の企業の株式を売却した際の譲渡益だけであるため、利用件数が伸び悩んでいる。拡充される制度では、現行制度が引き続き利用できる上に、新たに寄付金控除が受けられるようになる。寄付金控除は、総所得の40%を上限に、1年間の寄付金の合計から5,000円を引いた額を所得から差し引くことができる。こうした措置によって、エンジェル税制の利用が英国並みに広がれば、減税規模は数百億円に膨らむ可能性があり、そうなれば新たな問題が発生する。

さらに、中小企業では後継者難から廃業率が高まり、開業率を上回るような状況が続いているため、後継者の相続税負担を軽減する「事業継承税制」を拡充することになった。すなわち、非上場株の課税価格を現行の1割までではなく8割まで減額できるようになる。

民間が担う公益活動の推進・寄付税制の拡充

官庁が実施してきた福祉や教育などの公共サービスへの公益法人の進出を促す狙いで、2008年12月に公益法人改革が実施されるのに伴って、新しい公益法人に対する税制がスタートする。省庁や都道府県の許可で設立されている現在の公益法人（社団法人と財団法人、約2万5千ある）は廃止される。新制度では第三者機関の「公益認定等委員会」が審査して「公益社団法人」や「公益財団法人」を認定する。公益性を認められない法人は「一般社団法人」や「一般財団法人」となる。

この新しい公益法人に対する税制では、「公益社団法人」と「公益財団法人」について、現在は課税対象の33事業でも、第三者機関が事業ごとに公益性の有無を判断し、公益性を認めれば非課税とする。公益性を認められない「一般社団法人」と「一般財団法人」には収益事業などに現行22%でなく30%（800万円以上）の税率が適用される。政府の調査では社団・財団のうち7割の団体が非課税措置が広がる公益性認定を希望しており、税の減収額は最大で200～300億円になる可能性がある。

さらに、全ての公益社団・財団法人を寄付優遇の対象となる特定公益増進法人とする。特定公益増進法人等に対する寄付金の損金算入限度額を、1961年以来初めて大幅に拡大することになる。

証券優遇税制の条件付2年延長

金融所得課税の一体化に向け、現行の上場株式等の譲渡益・配当に係る7%（住民税と合せて10%）

軽減税率を2008年末に廃止する。ただし、暫定措置として、2009年及び2010年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について7%（住民税と合せて10%）の税率を適用する。また、個人投資家の株式投資リスクを軽減するため、2009年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。

もともと上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%（所得税と住民税）は、2003年度税制改正で、不況対策、低迷する株式市場へのテコ入れ、不良債権問題への対応等のために、時限的に導入されたものである。政府税制調査会は、2007年度税制改正答申において、金融所得課税の一体化の方向に沿って、軽減税率を期限到来とともに廃止することを求めた。しかし、そうされずに軽減税率は1年延長された。2008年度税制改正答申においても、延长期限の到来とともに廃止することを求めた。

上述の如く、2年間再度、軽減税率は条件付で延長されることになった。サブプライムローン問題や原油高騰からくるアメリカ経済の悪化や、それらの影響による株価下落に象徴される日本経済の停滞感の広がりを意識しての判断であろう。株式譲渡と配当の軽減税率適用の上限額をそれぞれ500万円、100万円に設定したのは、「金持ち優遇」の批判をかわす狙いもある。だが、500万円、100万円という上限額では依然として税の公平性の観点から、「金持ち優遇」の批判は免れない。また、株価対策の思惑だけで軽減税率を延長しても、将来の税制が不透明なら長期的視野で資金運用したい投資家に不安が残るという批判もある。金融所得間の課税の中立性はできるだけ早く達成される必要があろう。

また今後、個人投資家のリスク資産への投資を促進するために、金融所得間の損益通算の範囲を拡大していく必要がある。それには、政府税調がいうように、源泉徴収制度、資料情報制度、納税者番号制度等の制度整備が避けられない。

土地・住宅優遇税制の拡充

耐震偽装の再発防止のために審査基準を厳しくした改正建築基準法施行の影響で、住宅投資が低迷していることもあって、土地・住宅優遇税制を拡充することになった。

新築住宅にかかる固定資産税を半減する特例措置は、2008年3月末に期限が来るが、期限切れ後も2年間延長されることになった。土地売買で所有権の移転登記などをする際にかかる登録免許税を半減する優遇措置も2008年3月末で期限切れとなるので、3年間延長される。住宅資金の贈与にかかる贈与税の3,500万円まで非課税の特例措置（本来は2,500万円）は、2007年末で期限が切れるが、延長される。

さらに、住宅の省エネ改修促進税制（住宅ローン控除制度の特例）を創設する。これは、借金をして窓を二重サッシにしたり、壁を断熱化したりするなどの省エネルギー化工事を自宅にした場合、ローン残高（上限1,000万円）の一定割合を所得税額から5年間差し引く制度である。新築の長期耐用住宅（「200年住宅」）に係る登録免許税の軽減制度が創設される。所有権の保存登記が1,000分の1（本則1,000分の4）で、移転登記が1,000分の1（本則1,000分の20）となる。「200年住宅」の固定資産税は、新築の場合、税額が5年間4分の1に軽減される。不動産取得税についても、控除額の上限が現行の1,200万円から1,300万円に引き上げられる。

地方法人特別税と地方法人特別譲与税の創設

近年景気回復に伴って東京都など大都市部の税収が伸びる一方、地方は交付税削減などで財政力が低下し、格差が広がった。地方法人二税（法人住民税と法人事業税）の人口1人当たり都道府県格差は6.1倍にもなっている。

この広がった税収格差を是正するために、消費税

を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、法人事業税（約5兆6,000億円）のうち約2兆6,000億円を「地方法人特別税」という国税にした上で、「地方法人特別譲与税」を創設し、人口と従業員数をもとに都道府県に譲与する。人口も配分基準にすることによって、東京都から約3,000億円、愛知県等を合せると約4,000億円が財政力の弱い県に交付されることになる。移転により税収が増える自治体は、交付税額が減らないように配慮される。

総務省が示した地域による偏りが小さい消費税で地方の取り分を1%（2兆6,000億円）増やし、偏りが大きい地方法人2税から同額を国に移す「税源交換」ならまだしも、それをやめ、法人事業税のうち消費税1%と同じ2.6兆円を国税とした上で地方に譲与するだけでは、全国知事会などが反発しているように、どう見ても地方分権化の推進の観点からは問題であると言わざるをえない。

腰くだけの道路特定財源改革

2008年度から10年間道路特定財源の暫定税率を維持し、10年合計で59兆円の事業費を確保する。2008年度の一般財源化は1,800億円にとどまる。道路特定財源から2兆5,000億円を高速道路料金の引き下げに充当する。

2008年3月末に暫定税率の期限が切れると、現在約5.6兆円ある道路特定財源は半減してしまう。この財源を失いたくないという思いと、地方からの道路建設要求への配慮とが重なって、「真に必要な道路建設」の中身がよく明らかにされないまま10年間の事業量を固め、暫定税率が維持されることになつ

た。しかし、舗装率が実質的に欧米並みになった今日、暫定税率は撤廃すべきである。高速道路料金の引き下げは、高速道路会社の経営努力によるべきであって、道路特定財源を使うのは問題である。道路特定財源の一般財源化は、時機を見て特定財源制度を残したまま行うのではなく、環境税に組み替えることによって行うべきである。

抜本的税制改革に向けて国民的合意形成を急げ

2008年度税制改正は衆議院選挙睨みで抜本改革が見送られてしまったが、少子高齢化の進展、グローバル化等への対応から、①社会保障の安定的財源の確保、②格差問題への取組み、③成長力の強化が避けて通れなくなっている。

政府税調は消費税が勤労世代に負担が集中せず、社会保障財源の中核化にふさわしいとしてその引き上げを提起しているが、これを本格的に議論すべき時期にきている。税制面からの格差問題への取組みとして、政府税調は所得税の再分配機能の在り方を、最高税率引き上げと各種控除（配偶者控除、給与所得控除等）の縮小によって見直すことを提起している。また、相続税の資産再分配機能を回復させるために、基礎控除の引き下げ等を提起している。法人課税については、課税ベースの拡大と合せて法人実効税率の引き下げを考えることを提起している。①政府税調のいう国民の安心を与える税制、②経済・社会・地域の活力を高める税制、③国民・納税者の信頼を得る公正な税制の三つを実現するために、2009年税制改正で抜本的税制改革できるよう、国民の徹底的議論と合意形成が求められている。■